

# お詫び

## 大津市木戸コミュニティセンターご利用料金の徴収誤りと返金について

春寒の候、ご利用者様におかれましては、ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は木戸コミュニティセンターをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、大津市から、「大津市木戸コミュニティセンター条例の適用状況について点検したところ、木戸コミュニティセンターの利用料金の徴収額に誤りがある」との指摘を受けました。

事業団にてこれまでの徴収状況を精査しましたところ、指定管理を最初に受託した平成18年4月から現在まで、利用料金の計算方法が条例の定めと相違し、誤っていたことが判明しました。具体的には、申請書に記載された利用時間（許可時間）が貸出時間帯より短い場合には、実際の利用時間数で利用料金を徴収すべきであるにも関わらず、一律に朝、昼、夜の時間帯の上限額を適用していたというものです。

利用者の皆様方に、指定管理者として適切な管理ができていなかったことを深くお詫び申し上げますとともに、過大に徴収した金額をすみやかに返金させていただきます。返金の対象となる方には、個別にご連絡を差し上げます。

しかしながら、13年前からの誤りがあることから、ご利用時間についての記録が十分揃っていない場合がありますので、ご利用の皆様への聞き取りをさせていただくことがあります。ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

このような事態を招きましたことに対して心から申し訳なく思っております。

今後このようなことが無いように十分な注意を払って事務を行いますのでご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

平成31年3月19日

木戸コミュニティセンターご利用者 様

大津市木戸コミュニティセンター指定管理者  
社会福祉法人 大津市社会福祉事業団  
理事長 黒川 弥寿夫  
大津市木戸コミュニティセンター  
所長 皆川 宏司